

過疎地域の税制優遇

固定資産税の課税免除が受けられます

柳井市内において一定額以上の事業用資産を取得等※し、以下の要件を満たす場合は、固定資産税の課税免除が受けられます。

※取得等とは、取得または製作もしくは建設を言います。なお、建物およびその附属設備については、改修(増築、改築、修繕または模様替え)のための工事による取得または建設を含みます。



① 対象区域と取得期間

旧大畠町区域	令和3年4月1日～令和9年3月31日まで
旧柳井市区域	令和4年4月1日～令和9年3月31日まで

② 対象業種

青色申告をしている個人または法人で、以下の事業の用に供する資産が対象です。

製造業

情報サービス業等

情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業など

農林水産物等販売業

市内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料もしくは材料として製造、加工もしくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業

旅館業(下宿営業を除く)

③ 対象資産

(1) 家屋／上記事業の用に供される部分に限ります。

(2) 償却資産／上記事業の用に供される資産に限ります。

(3) 土地／取得から1年以内にその土地を敷地とする家屋の建設に着手した場合に限ります。

④ 取得価額

対象業種	資本金の額等	取得価額の合計額(土地を除く)
製造業、旅館業	5,000万円以下	500万円以上
	5,000万円超 1億円以下	1,000万円以上※
	1億円超	2,000万円以上※
農林水産物等販売業、 情報サービス業等	—	500万円以上※

※資本金の額等が5,000万円超の法人は、新設または増設した設備等に限ります。なお、生産能力等が従前より30%以上増加した場合は、その増加部分を新增設とみなします。

(裏面に続く)

⑤ 課税免除期間

固定資産税が課税されることとなった最初の年度から 3 年間

⑥ 申請手続

(1) 申請期限

固定資産税の課税免除を受ける初年度の初日の属する年の 1 月 31 日



(2) 申請書類及び添付書類

固定資産税課税免除申請書	<input type="checkbox"/>
不動産の全部事項証明書	<input type="checkbox"/>
(法人の場合)法人の履歴事項全部証明書	<input type="checkbox"/>
事業所全体の平面見取図及び建物の立面図	<input type="checkbox"/>
法人税法施行規則別表 16(1)または別表 16(2)の写し※特別償却を行っていない場合は、その理由書	<input type="checkbox"/>
製造設備(機械装置等)配置図及び製造工程図	<input type="checkbox"/>
売買契約書の写し(家屋、償却資産、土地)	<input type="checkbox"/>
償却資産申告書(償却資産課税台帳)の写し※個人番号は隠した状態で複写してください	<input type="checkbox"/>
その他決算書、営業報告書、事業計画書、実績報告書、パンフレット等参考になるもの	<input type="checkbox"/>

⑦ その他の支援制度

その他にも以下の支援制度を受けられる場合があります。詳しくは、各担当窓口までお問い合わせください。

- 国税における減価償却の特例適用(割増償却)

⇒ 柳井税務署 ☎ 0820-22-0277

※特例の適用を受ける場合は、市が発行する「確認書」の提出が必要です。

【確認書発行窓口】柳井市役所総合政策部 政策企画課(4階3番窓口)

☎ 0820-22-2111(内線 471)

- 事業税・不動産取得税の課税免除

⇒ 柳井県税事務所 ☎ 0820-23-2121

■ 申請窓口

柳井市役所市民部 税務課 固定資産税係(1階4番窓口)

☎ 0820-22-2111(内線 135・136) / FAX 0820-23-7566

✉ zeimu@city-yanai.jp